

山梨県林内路網整備推進事業費補助金交付要綱

平成22年3月31日 森整第2166号制定

(趣旨)

第1条 知事は、基幹的な路網を形成する作業道を整備し、森林所有者の負担を軽減させることで、森林整備や間伐等の促進を図るため、山梨県林内路網整備推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

この補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及び補助率)

第2条 第1条に規定する事業、対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第4条 規則第6条による補助金の交付の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 林内路網整備推進事業の事業内容について、変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするとき、又は事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

(2) 林内路網整備推進事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は、これらの事業遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、当該事業が完了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれかの早い期日までに実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の支払いは、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は概算払いすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。
 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の様式)

第8条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 第3条の交付申請書 | 第1号様式 |
| (2) 第4条の変更(中止、変更)承認申請書 | 第2号様式 |
| (3) 第5条の実績報告書 | 第3号様式 |
| (4) 第6条第2項の概算払請求書 | 第4号様式 |

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しておかなければならない。

附則

- この要綱は、平成22年3月31日から適用する。
- この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第2条及び第4条)

交付等の対象		補助率	軽微な変更
事業	対象経費		
林内路網整備推進事業	① 林内路網整備 ② 関連条件整備 上記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額 (開設延長の合計に1メートルあたり平均14千円を乗じた金額を上限とする。)	交付決定額の20%未満の減額を生じる変更

第1号様式

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

氏 名 印

平成 年度山梨県林内路網整備推進事業費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県林内路網整備推進事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

(別紙)

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	実施延長 (m)	経費の内訳		計	備考
		県補助金	その他		
		円	円		
計					

※備考欄には、補助率等を記載する。

3. 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

4. 収支予算(精算)

(1) 収入

経費の区分	予 算 (精 算) 額		計
	県補助金	その他	
	円	円	円
計			

(2) 支出

経費の区分	予算(精算)額	算出基礎
	円	
計		

5. 添付書類

(1) 事業計画書(別紙様式)

(2) 事業位置図

(3) その他知事が必要と認める書類

第2号様式

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

氏 名 印

平成 年度山梨県林内路網整備推進事業費補助金
変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった林内路網整備推進事業費補助金については、山梨県林内路網整備推進事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止、廃止）したいので、承認されたく申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる
(変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載する)

第3号様式

番
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

氏 名 印

平成 年度山梨県林内路網整備推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった林内路網整備推進事業費補助金について、次のとおり事業を実施したので、山梨県林内路網整備推進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、その実績を報告します。

- (注) 1 記載事項は、第1号様式交付申請書の様式に準じる。
2 支払の方法(金融機関名・預金種別・口座名・口座番号)を記載した書面を添付する。

第4号様式

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

氏 名 印

平成 年度山梨県林内路網整備推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった林内路網整備推進事業費補助金について、山梨県林内路網整備推進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、概算払を請求します。

記

1 概算払請求金額 金 円

2 内訳

区 分	補助金交付 決定額 (A)	既概算交付 額 (B)	差 引 額 (A)-(B)	今回概算請 求額	備 考
林内路網整備推進 事業費補助金					

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

振替先金融機関名

預 金 種 別 (当座・普通)

預 金 口 座 名

口 座 N o .
